

第三九回

参第四号

中小企業の産業分野の確保に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、国民経済上中小企業の産業分野として適切なものを指定し、その安定を図るため当該分野への大企業の進出に対し必要な規制を行ない、もつて経済秩序の確立に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「中小企業者」とは、製造業、建設業又はサービス業を営む事業者であつて、その常時使用する従業員の数が三百人（サービス業を主たる事業とする事業者にあつては三十人）をこえず、かつ、当該事業者が法人であるときは、資本の額又は出資の総額が一千万円以下であるものをいう。

2 この法律で「大企業者」とは、その常時使用する従業員の数又は法人にあつてはその資本の額若しくは出資の総額が前項の数又は額をこえる事業者をいう。

（業種の指定）

第三条 主務大臣は、製造業、建設業及びサービス業に属する業種のうち、当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね五分の四以上が中小企業者であり、かつ、当該業種に係る過去一年間の生産実績又は取扱量のおおむね三分の二以上が中小企業者によつて占められているものであつて、中小企業形態による経営が経済的、社会的に適切であると認められるものを、省令で指定する。

（届出）

第四条 前条の規定により指定された業種（以下「指定業種」という。）に属する事業を当該指定があつた際に営んでいた者及び当該指定後において新たに営もうとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、また同様とする。

（大企業者の進出制限）

第五条 第三条の規定による指定があつた後は、大企業者は、当該指定業種に属する事業を新規に開業し、又は当該指定業種に属する事業の設備の新設、増設その他当該事業の経営規模の拡張をすることができない。

（大企業者に対する命令）

第六条 主務大臣は、指定業種につき、大企業者の事業活動により相当部分の中小企業者が圧迫を受けその存立に重大な悪影響を受けていると認めるときは、当該大企業者に対し、その圧迫を緩和するための適切な措置をとるべきことを命ずることができる。

（脱法的行為の禁止）

第七条 大企業者は、第三条の規定による指定があつた後において、資本的若しくは人的関係において支配力を及ぼしている者をして当該指定業種に属する事業を開業させ若し

くはその設備の新設若しくは増設をさせ、又は指定業種に属する事業を営む中小企業者と資本的若しくは人的に連携すること等により、実質的に第五条の規定又は前条の規定による命令に違反する行為をしてはならない。

(排除措置)

第八条 主務大臣は、大企業者が前条の規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該大企業者に対し、これらの行為を排除するために必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。

(諮問)

第九条 主務大臣は、第三条の規定による業種の指定をし、又は第六条若しくは前条の規定による命令をしようとするときは、中小企業産業分野確保審議会にはかり、その意見を尊重してこれを行なわなければならない。

(審議会)

第十条 この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省に、中小企業産業分野確保審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる者につき内閣が任命する委員十四人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者	三人
二 参議院議員のうちから参議院が指名した者	二人
三 製造業、建設業又はサービス業を営む中小企業者（法人であるときは、その代表者）	三人
四 製造業、建設業又はサービス業を営む大企業者（法人であるときは、その代表者）	二人
五 関係労働者	二人
六 中小企業に関し学識経験のある者	二人

3 前二項に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関、審議会の組織、議事及び運営その他審議会に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第十一条 審議会は、この法律を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な措置をとるべきことを申し出ることができる。

(主務大臣)

第十二条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣とする。

(罰則)

第十三条 第五条の規定又は第六条若しくは第八条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十四条 第四条の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、一円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四 中小企業の産業分野の確保に関する法律（昭和三十六年法律第 号）の
施行に関すること。

第四条第四項中「第七号の三」を「第七号の四」に改める。

第五条第一項中「及び中小企業振興審議会」を「、中小企業振興審議会及び中小企業
産業分野確保審議会」に改め、同条に次の二項を加える。

- 4 中小企業産業分野確保審議会については、中小企業の産業分野の確保に関する法律
の定めるところによる。

理 由

中小企業の安定を図り、経済秩序の確立に資するため、国民経済上中小企業の産業分野として適切なものを指定し、当該分野への大企業の進出に対し必要な規制を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。